

◇炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉

売関税に関する政令(政令第六十五号)(財務省)

- 1 大韓民国を原産地とする炭酸二カリウムについて、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、関稅定率法(以下「法」という。)第八条第九項に基づき、次により、不当廉売に係る暫定的な関稅を課するため必要な事項を定めることとした。
 - (一) 暫定的な不当廉売関稅を課する貨物、当該貨物の原産地及び課稅期間を定めることとした。(第一条關係)
 - (二) 暫定的な不当廉売関稅の稅率を定めることとした。(第二条關係)
 - (三) 炭酸二カリウムを輸入しようとする者等の提出書類を定めることとした。(第三条關係)
 - (四) 暫定的な不当廉売関稅と法の別表の稅率による関稅の申告等における取扱いを定めることとした。(第四条關係)
- 2 この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇電気事業法施行令の一部を改正する政令(政令第六十六号)(経済産業省)

- 1 自家用電気工作物の保守点検を行った事業者に対し報告又は資料の提出をさせることができる事項は、その自家用電気工作物の維持及び運用(維持又は運用に必要な工事を含む)の保安に関する事項とすることとした。(第二十六条第四項關係)
- 2 經濟産業大臣の権限の一部を産業保安監督部長に委任することとした。(第二十七条第三項關係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この政令は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和二年法律第九号。以下この項において「改正法」という。)附則第一条第三号に掲げる規定(改正法第一条中電気事業法第

第二章第七節第五款中第三条の次に二条を加える改正規定(同法第三条の三に係る部分に限る。)

及び改正法第五条の規定(改正法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)を除く。)の施行の日(令和三年四月一日)から施行することとした。

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令(政令第六十七号)(防衛省)

- 1 予備自衛官及び即応予備自衛官に対する招集命令書並びに予備自衛官補に対する教育訓練招集命令書の交付手続について、当該招集命令書又は教育訓練招集命令書を交付された者の押印を不要とすることとした。(第九十二条關係)
- 2 この政令は、公布の日から施行することとした。

政 令

個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年三月二十四日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第五十五号

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十四号)附則第一条(第一号及び第二号を除く。)の規定に基づき、この政令を制定する。

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は令和四年四月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和三年十月一日とする。

内閣総理大臣 菅 義偉
文部科学大臣 萩生田光一
厚生労働大臣 田村 憲久
経済産業大臣 梶山 弘志

個人情報保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年三月二十四日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第五十六号

個人情報保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令

内閣は、個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十四号)の施行に伴い、並びに個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第十項、第十七条第二項第六号、第二十六条の二第一項、第二十七条第一項第四号、第二十八条第五項、第四十四条第一項及び第二項、第四十七条第三項(同法第四十九条の二第二項において準用する場合を含む)並びに第七十七条並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

(個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正)
第一条 個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条 法第二条第十項の政令で定めるものは、これに含まれる仮名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

第六条中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める。

第七条第二号中「第二十三条第五項各号」の下に「法第三十五条の二第六項の規定により読み替えて適用する場合及び法第三十五条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。」を加える。

第七条の次に次の一条を加える。
(個人情報情報データベース等)
第七条の二 法第二十六条の第二一項の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

第八条第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。
一 法第二十条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置(本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。))に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。
第九条を次のように改める。
(第三者提供記録から除外されるもの)

第九条 法第二十八条第五項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
二 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
三 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあるもの
四 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

第十三条第一項中「第四十条第一項」を「第二十二條の二第一項、法第四十条第一項、法第五十八條の三において読み替えて準用する民事訴訟法(平成八年法律第九十九号)第九十九條、第百一条、第百三條、第百五條、第百六條、第百八條及び第百九條、法第五十八條の四並びに法第五十八條の五」に改める。
第十四条第一項中「又は第二節」を「から第三節まで」に改め、「とき」の下に、「又は法第二十二條の二第一項の規定による権限を行使したとき」を加え、「次に掲げる」を、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。
一 法第二十二條の二第一項の規定による権限を行使した場合 その報告の内容その他参考となるべき事項
二 法第四十條第一項の規定による権限を行使した場合 報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査を行った結果により判明した事実その他参考となるべき事項
三 法第五十八條の三において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九條、第百一条、第百三條、第百五條、第百六條、第百八條若しくは第百九條、法第五十八條の四又は法第五十八條の五の規定による権限を行使した場合 その結果その他参考となるべき事項

第十九条第一項中「第四十七條第三項」を「第四十七條第三項」に改め、同項第三号中「個人情報報」の下に、「仮名加工情報」を加え、同項に次の一号を加える。
四 法第四十七條第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を受けようとする者であつては、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲
第十九条第二項第七号中「当該対象事業者が認定を受けようとする者の構成員であること又は」を削り、同条第三項中「又は前項第二号」を「若しくは第二項第二号」に、「があつたときは、遅滞なく」を「(法第四十九條の二第一項の変更の認定に伴うものを除く。)」が「あつたとき、又は同条第一項ただし書の個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく」に、「同項第三号」を「第二項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
三 前二項の規定は、法第四十九條の二第一項の変更の認定について準用する。

第二十一条第一項中「第四十九條の二第一項」を「第二十二條の二第一項、法第四十條第一項、法第五十八條の三において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九條、第百一条、第百三條、第百五條、第百六條、第百八條及び第百九條、法第五十八條の四並びに法第五十八條の五」に改め、同条第三項中「又は第二節」を「から第三節まで」に改め、「とき」の下に、「又は法第二十二條の二第一項の規定による権限を行使したとき」を加え、「同項各号に掲げる」を、「第十四條第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条第四項中「当該」を「法中当該」に改め、「法第四十條の」を削る。

(個人情報保護委員会事務局組織令の一部改正)
第二条 個人情報保護委員会事務局組織令(平成二十七年政令第四百三十四号)の一部を次のように改正する。
第六条第二号中「個人情報の取扱い」の下に、「個人情報取扱事業者における個人情報取扱事業者の取扱い、個人情報取扱事業者及び仮名加工情報取扱事業者における仮名加工情報の取扱い」を、「監督並びに個人情報」の下に、「仮名加工情報」を加える。

附則
この政令は、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。
環境省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。
内閣総理大臣 菅 義偉

御名 御璽
令和三年三月二十四日
環境省組織令の一部を改正する政令
内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。
環境省組織令(平成十二年政令第二百五十六号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第十一号中「地球環境局の所掌に属するものを除く。」を削る。
第四条第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。
第十四条第七号中「地球環境局の所掌に属するものを除く。」を削る。
第二十六条中第五号を削り、第六号を第五号とする。
附則
この政令は、令和三年四月一日から施行する。
環境大臣 小泉進次郎
内閣総理大臣 菅 義偉

御名 御璽
令和三年三月二十四日
政令第五十七号
環境省組織令の一部を改正する政令
内閣は、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第六十六条の四第二項の規定に基づき、この政令を制定する。
職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。
内閣総理大臣 菅 義偉

御名 御璽
令和三年三月二十四日
政令第五十八号
職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令
内閣は、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第六十六条の四第二項の規定に基づき、この政令を制定する。
職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)の一部を次のように改正する。
第十三条第一項第四号中「置かれ、又は置かれていた各局」を「置かれる各局」に改め、同号及び「を削り、同項第十二号イ中、「上席研究調査官」を「及び」に改め、「及び研修官」を削り、同号口中「並びに同局に置かれていた上席調査官」を削り、同項第十四号中「若しくは情報技術センター」

内閣総理大臣 菅 義偉